

技術標準委員会の活動紹介

平成 25 年度 技術標準委員会 委員長・会員 南島 昇

要 約

技術標準委員会は、2005年に設置された比較的若い委員会である。当委員会では、これまで国内及び国外における技術の標準化の動向について調査及び研究のために、企業、政府及び各種団体の知的財産関係部署、並びに学術研究者の講演などを通して、技術の標準化に関する情報を収集しつつ意見交換を行ってきた。また、当委員会は、情報の収集及び意見交換によって得られた情報を、毎年実施している研修という形式で会員に提供している。さらに、当委員会は、2012年度に会員を対象としたアンケートを実施し、技術標準に関する会員の意識について調査した。本稿では、他の団体との情報交換の概要、研修を通じた会員への情報の提供の概要とともに、弁理士会における他の委員会との協力も含めた現在の活動状況、及びアンケートで得られた会員の意識に基づく今後の活動の方向性を紹介する。

目次

1. はじめに
2. 委員会参加へのきっかけ
3. 委員会の紹介
 - (1) 委員会設置の経緯
 - (2) 委員の構成について
 - (3) 定例委員会
 - (4) 2013年度の諮問事項など
 - (5) 当委員会のグループ構成
4. 近年の活動の紹介
 - (1) 関係機関との情報交換
 - (2) 会員及び外部への発信
 - (3) 技術標準に対する会員へのアンケート
5. 会員へのアンケートについての詳細
 - (1) 実施条件の詳細
 - (2) アンケート結果について
6. 他委員会との連携
7. 今後の活動
8. さいごに

1. はじめに

技術標準委員会は、国内及び国外で進められている技術の標準化の動向について調査及び研究を行うとともに、これら調査及び研究の結果を会員に還元することを目的としている。当委員会は、発足以来、国内及び国外の技術標準策定の現場において実務に携わっている方々、技術標準について学術的観点から研究されている研究者の方々、並びに我が国発の技術を国際的

な標準とするための活動を支援されている政府の方々との交流を図ることにより、技術標準に関する幅広い知識を蓄積してきた。また、同時に、当委員会は、会員のための研修を毎年実施し、蓄積した知識の還元も図っている。

本稿では、これら当委員会の活動について紹介する。

2. 委員会参加へのきっかけ

活動内容を紹介する前に、まず筆者がなぜ技術標準委員会に参加したかを説明することにしたい。

筆者は、2008年度から当委員会へ参加している。そもそもの参加のきっかけを建前論で述べると、DVDに続く第三世代の光ディスクとしてブルーレイディスク(BD)とHD DVDとの争いに、2008年2月に終止符が打たれたことによる。この争いでは、大手のソフト配給会社が配給先をBDに絞ったことにより、事実上BD陣営の勝利が決定し、HD DVD陣営は撤退することとなった。しかし、このBD陣営とHD DVD陣営との争いの終止符は、一方の技術的な優位性によって打たれたのではなく、あくまでもソフト配給会社の意向、つまりソフトウェアビジネスの観点によって打たれたことに興味を抱いた。撤退を決定したHD DVD陣営は、技術的にBD陣営に決して劣っていたわけではなく、技術と異なるソフトウェア会社の意向というビジネスの論理で争いに破れたのである。それ

まで優れた技術がユーザの要望に応え、市場で勝利していくと信じていた一弁理士である筆者にとって、技術の優位が必ずしも市場の優位に結びつかない現実に強い興味を抱いた。このBDとHD DVDとの争い以前にも、アナログビデオシステムとしてβマックスとVHSとの争い、パーソナルコンピュータとしてPC98システムとDOS/Vシステムの争いなど、ユーザを巻き込んだシェア獲得競争が開発会社の社運をかけて繰り広げられていた。これらの争いは、一方の技術的な優位性が勝利に結びつくのではなく、ユーザやソフトウェア会社を巻き込んだビジネス全体の優位性が勝利へ結びついている。

ここで、BDもHD DVDも光ディスクの規格を扱うものであり、いずれの陣営も、自陣営の規格をデファクトであろうとデジュールであろうと「標準化」することにより、市場への展開を促し、シェアの獲得を目指している。つまり、規格の争いには「標準化」が付随し、勝利した陣営は自陣営の規格を「技術標準」として、市場へ供給することとなる。近年の技術競争は、「標準化」と決して切り離すことのできないものである。

このような背景から、筆者は、技術標準というものに漠然とした興味を抱き、そしてHD DVD陣営の撤退が委員会の募集時期と重複したということもあり、技術標準委員会に参加することを希望した。

一方、参加のきっかけを本音論で述べると、上述のような背景から技術標準は今後の社会において注目されるのではないかと考えていたことによる。当時、企業の知財部門ではなく、事務所に勤務する弁理士の中で技術標準に注目していた方は少数だったと思う。特に、筆者が所属する事務所がある名古屋は、自動車産業が地域産業の主となっていることもあり、技術標準に対する興味が当時から高いとはいえなかった。また、筆者が当委員会に参加した当初、構成メンバーとなっていた先生方は、企業の知財部で技術標準化の実務に携わっていた方、及び仲裁センターで必須特許の判定業務に携わっていた方が中心であり、特許事務所の明細書書きの弁理士は、少数派であった。このような状況にあったことから、筆者は、正直なところ、当委員会において技術標準の知識を得ることにより、自身のスキルアップに繋がり、顧客に対する自己アピールに寄与するのではないかとという考えもあった。

以上のようなきっかけで、本音と建前とがあるもの

の、筆者は、当委員会に参加することとなった。

その後、当委員会での活動を継続するにつれて、対立する規格の両陣営のいずれが勝利するかは、「技術標準」の存在が極めて大きいことを認識すると同時に、「技術標準」への採用には技術だけではない「政治力」が必要であることも知った。また、仮に、自陣営の規格が「技術標準」とならなくても、特許をはじめとする知的財産を上手に活用することにより、「技術標準」への不採用がそのまま市場での敗北に繋がるわけではないことも知った。さらに、我が国は、世界中で利用される国際的な「技術標準」に採用される技術を多数開発しておきながら、ビジネスでは必ずしも成功していないことは皆さんも知る通りである。

結局、「技術標準」はビジネスを成功させるための手段に過ぎず、「技術標準」に関わる知的財産をいかに獲得していくかが市場における勝利への道のように思える。そのためには、我が国の弁理士が「技術標準」に関わる知識を蓄え、この知識に基づいて顧客に対してより有利な指針を示していくことが弁理士に求められているのではないかと感じる。そういう意味でも、会員の皆さんにも「技術標準」に興味を持って頂き、我々「技術標準委員会」を上手に利用して頂きたいと願っている。

3. 委員会の紹介

(1) 委員会設置の経緯

当委員会は、2005年の1月に日本弁理士会の附属機関である中央知的財産研究所（中央知財研）の報告書を受けて、同年3月の執行委員会で設置が決定した委員会である。中央知財研から提出された「技術標準と特許権について」の研究報告において、技術標準に関する専門委員会を弁理士会の内部に設定することが提言され、これにしたがって設置されたものである。

(2) 委員の構成について

平成25年（2013年）度の日本弁理士会組織一覧によると、当委員会は、定数25名以内の執行委員会設置委員会と設定されている。当委員会は、発足当初、10名程度の小所帯であったが、ここ数年は15名から20名程度が所属している。2013年度は、19名の委員が所属している。

当委員会に所属する弁理士は、発足当初、企業に勤務する委員が事務所に勤務する委員の数を上回ってい

た。また、歴代の委員長も、企業に勤務する委員が務めることが多かった。しかし、近年では、事務所に勤務する弁理士が増加している。2013年度の委員の内訳は、事務所勤務が17名、企業勤務が2名と、大多数を事務所に勤務する方が占めている。但し、事務所に勤務する弁理士も、多くは企業での知財関連業務の経験、及び技術標準に関する業務の経験があり、この経験を活かして活動する方が多い。このことから、技術標準委員会に参加する弁理士は、既に技術標準の基礎的な知識を身に付けて知識の提供を主とする企業に勤務している弁理士、企業から事務所に移り既に身に付けた知識のアップデートを図る弁理士、そして従来の明細書を作成する業務から業務範囲の拡大を狙うために知識を得たい事務所に勤務している弁理士に大別できるように思われる。

(3) 定例委員会

当委員会は、他の多くの委員会と同様に毎月1回の定例会を行っている。定例会では、所定の審議の他、外部から講師を招いての講演なども行っている。また、定例会には、当委員会の委員、担当副会長及び執行理事に加え、経産省、総務省、特許庁などの省庁から技術標準関連部署の方にオブザーバとして不定期で参加して頂いている。

(4) 2013年度の諮問事項など

2013年度の諮問事項、審議委嘱事項及び委嘱事項は、次の通りである。

【諮問事項】

1. 技術標準と弁理士との接点についての検討－特に企業弁理士との関係において－

【審議委嘱事項】

1. 国際的な標準化活動において、日本弁理士会が貢献可能な場面がないか否かの調査・検討

【委嘱事項】

1. パテントプールビジネスを遂行している企業訪問、聞き取り調査等－弁理士の活躍の場の探索等－

2. 技術標準に関する諸機関・諸団体との情報交換及びその報告

3. 技術標準に関する具体的作業に関与するための会員向けセミナーの企画・実施

4. 研修所が実施する研修への協力

5. 日本弁理士会電子フォーラムの業務支援データ

ベース担当フォルダの内容の充実と更新

6. 附属機関、他の委員会等との連携及び協力

(5) 当委員会のグループ構成

上記の諮問事項、審議委嘱事項及び委嘱事項に対し適切に対応するために、当委員会は、3つのグループを設置している。委員は、3つのグループのいずれかに属している。また、各グループのグループリーダーとして、3名の副委員長をそれぞれ配している。

本年度の当委員会の発足当初、各グループは次のような観点での活動を目指していた。但し、下記の目標は、あくまでも出発点として設定したものであり、各グループ及びグループ長の判断で柔軟に変更することを認めていた。

①当初の検討テーマ

●第1グループ

アジアを中心として技術標準化活動に積極的な外国企業について、国際的な標準化場面での活動の具体例を調査する。

●第2グループ

外部機関や団体による講演や意見交換によって当委員会に蓄積された情報を、事務所及び企業に勤務する会員へ知識を還元することについて検討する。

●第3グループ

標準化活動を担う人材の育成に向け研究する。

②修正後の検討テーマ

以上のような活動の目標に対し、その後、実態を踏まえて軌道修正し、現在では今年度の目標は下記の通りとなっている。

●第1グループ

標準化活動の実態を知るために、これまで当委員会に蓄積された情報を再点検し、利用が容易になるように整理する。また、企業、関係政府機関などとの情報を交換し、様々な標準化事例を研究する。

●第2グループ

第1グループで収集及び整理された情報を用いて、2014年2月の研修フェスティバルにおいて研修を行う。この場合、仮想事例を基にしたワークショップ形式の研修を行うことを検討する。

●第3グループ

技術的又はビジネス的視点から技術標準の失敗事例を研究し、今後の人材教育に役立てていく。具体的には、デジタルテレビによる技術標準化の成功の裏側の

ビジネスの失敗、電気自動車の充電システムの未来、自己完結型の知財部を保有しない企業における技術標準化の困難性、外国における技術標準化に関わるコンサルタントが我が国で育たない理由、並びに水ビジネスにおける各種標準化の道筋の妥当性について研究することとしている。

4. 近年の活動の紹介

(1) 関係機関との情報交換

当委員会の特徴として、技術標準に関係する諸機関及び諸団体との活発な情報交換が挙げられる。毎年、定例の委員会において、外部の諸機関及び諸団体から講師を招き、技術標準に関する現状や実際の活動について講演をして頂くとともに、意見交換を行っている。ここでは、2008年度から2012年度まで過去5年間の当委員会において実施した情報交換について、各年度の活動報告に沿って紹介する。

なお、関係する諸機関及び諸団体の部署名及び講演者の肩書きなどは、講演当時のものであり、最新の情報でないことをお断りしておく。

■ 2008年度

① 6月に、社団法人日本知財学会からの依頼により、日本知財学会第6回年次学術研究発表会の分科会セッション・企画セッションにおいて、当時の加藤恒副委員長が「標準化活動における知的財産権の取り扱い」について講演を行った。

② 8月に、経済産業省の産業技術環境局基準認証政策課を訪問し、当委員会の取り組みについて説明した上で、日本弁理士会及び経済産業省の立場から技術標準についての意見交換を行った。

③ 9月の定例委員会において、農林水産省が取り組んでいる「和牛遺伝子パテントプール検討委員会」の弁理士中村和広氏に講演して頂き、和牛の遺伝資源及び知的財産を巡る状況などに関して意見交換を行った。

このように、当委員会では、純粋な技術標準に限らず、技術標準で確立されたパテントプールの仕組みが将来において応用されることが考えられる遺伝子情報の共有についても研究を行った。

④ 11月の定例委員会において、アルダージ株式会社⁽¹⁾の代表取締役社長である中村嘉秀氏に「デジタル、ネットワーク時代におけるパテントプールについて」の講演をして頂き、最近のパテントプールの状況などに関して意見交換を行った。

アルダージ株式会社では、我が国におけるデジタル放送に関するパテントプールを管理している。

⑤ 12月に、経済産業省の主催で開催された「標準化戦略と知的財産国際シンポジウム」において、当時の加藤恒副委員長が「標準化活動におけるパテントポリシー・パテントプールの役割とホールドアップ問題等への対応について」というテーマでパネリストとして討論を行った。

■ 2009年度

① 定例の委員会において、本田技研工業株式会社の知的財産部長である久慈直登氏に、「環境技術の途上国普及のために考えるべきこと（環境技術パッケージ）」に関する講演をして頂くとともに、当委員会の委員との間で意見交換を行った。

② 11月に、当委員会の委員が、つくば市の独立行政法人産業技術総合研究所（産総研）つくば事業所を訪問し、「技術標準化の推進と知財保護のあり方」のテーマで意見交換を行った。この会合では、産総研の活動概況と知的財産に関する紹介、日本知的財産仲裁センターによる必須特許判定業務の紹介を含む日本弁理士会の技術標準委員会の活動の紹介、並びに産総研の「国際標準化への取り組み」の活動の紹介などについて、意見交換を行った。

③ 翌3月に、経済産業省の産業技術環境局基準認証政策課を、当時の加藤恒副委員長が訪問し、日本弁理士会及び経済産業省の立場から技術標準について意見交換を行った。

■ 2010年度

① 6月の定例委員会において、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課の井上悟志氏を講師に招き、「知財と標準化」をテーマに講演して頂くとともに、当委員会の委員との間で意見交換を行った。

② 11月に、当委員会の当時の洗理恵委員長、加藤恒副委員長、三好秀和副委員長、筆者が経済産業省産業技術環境局基準認証政策課を訪問し、同課の中西課長、井上室長、他2名の方と「スマートグリッドの標準化と知的財産」について意見交換を行った。

③ 12月に、当委員会の当時の三好秀和副委員長が「CHAdemo」協議会⁽²⁾事務局の丸田理主任研究員（東京電力技術開発研究所）及び桂良成氏（東京電力知財グループ）と意見交換を行い、今後も当委員会と「CHAdemo」協議会との間で意見交換を継続することを確認した。

④上記を受け、翌2月の定例委員会において、「CHAdEMO」協議会事務局の丸田理主任研究員（東京電力技術開発研究所）を講師に招き、「電気自動車のための充電インフラ～その普及のために必要な取り組み～」をテーマに講演して頂くとともに、当委員会の委員との間で意見交換を行った。

■ 2011年度

①5月に、内閣官房知的財産戦略推進事務局において技術標準問題を担当されている高原慎太郎参事官をはじめとする6名の方々と、当時の正副委員長（洗理恵委員長，加藤恒副委員長，小林純子副委員長，三好秀和副委員長）との間で意見交換を行った。

②7月の定例委員会において、情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授の後藤厚宏氏を講師に招き、「クラウドコンピューティングの基礎と標準化について」をテーマに講演をして頂くとともに、当委員会の委員との間で意見交換を行った。

③9月の定例委員会において、経済産業省産業技術環境局工業標準調査室長（兼）基準認証国際室長である山本雅亮氏を講師に招き、「産業競争力強化のための標準化戦略」をテーマとした講演をして頂くとともに、当委員会の委員との間で意見交換を行った。

④11月の定例委員会において、エコーネットコンソーシアム⁽³⁾普及委員長の山田淳氏（三菱電機）を招き、「低酸素社会の実現に向けた“ECHONET”の新たな取り組み」をテーマとした講演をして頂くとともに、当委員会の委員との間で意見交換を行った。

⑤翌1月の定例委員会において、総務省大臣官房企画課長の谷脇康彦氏を招き、「クラウドサービスの現状と課題」をテーマに講演して頂くとともに、当委員会の委員との間で意見交換を行った。

⑥3月の定例委員会において、経済産業省製造産業局自動車課電池・次世代技術・ITS室長の井上悟志氏を招き、「電気自動車」の技術標準を含めたテーマで講演して頂くとともに、当委員会の委員との間で意見交換を行った。

■ 2012年度

①7月の定例委員会において、日本自動車研究所⁽⁴⁾の香月伸一氏を講師に招き、「ITS技術について」をテーマに講演をして頂くとともに、当委員会の委員との間で意見交換を行った。

②9月に、当時の正副委員長（小林純子委員長，加藤恒副委員長，洗理恵副委員長，三好秀和副委員長）

が経済産業省技術環境局基準認証政策課を訪問し、同課の土井良治課長と意見交換を行った。

③9月の定例委員会において、CHAdEMO協議会の灰田武史氏（東京電力株式会社）を講師に招き、「電気自動車に関する急速充電方式の標準化について」をテーマに講演をして頂くとともに、当委員会の委員との間で意見交換を行った。

④10月の定例委員会において、総務省大臣官房企画課長の谷脇康彦氏を講師に招き、「ミッシングリンク（デジタル大国ニッポン再生）」テーマに講演をして頂くとともに、当委員会の委員との間で情報交換を行った。

⑤12月の定例委員会において、経済産業省技術環境局基準認証政策課の土井良治課長を講師に招き、「知財と標準化の戦略」をテーマに講演をして頂くとともに、当委員会の委員との間で情報交換を行った。

⑥1月の定例委員会において、鉄道技術総合研究所⁽⁵⁾の田中裕氏を講師に招き、「鉄道分野の国際標準化活動の動向と日本の取り組み」をテーマに講演して頂くとともに、当委員会の委員との間で情報交換を行った。

⑦3月の定例委員会において、特許庁企画調査課課長補佐（企画班長）の武重竜男氏を講師に招き、「標準化，パテントプールについての特許庁内での検討状況」をテーマに講演をして頂くとともに、当委員会の委員との間で意見交換を行った。

(2) 会員及び外部への発信

当委員会では、上記の通り関係する諸機関及び諸団体との間で緊密な情報交換を行っている。このような情報交換で蓄積された最新の情報は、研修という形式で会員に発信するとともに、学会での発表という形式で弁理士会の外部にも発信している。ここでは、2008年度から2012年度まで過去5年間の当委員会からの発信について紹介する。また、2013年度の予定についても、あわせて紹介する。

なお、前項の通り、講演者の肩書きなどは、講演当時のものである。

■ 2008年度

①2月の平成20年度技術標準委員会会員研修会において、「弁理士にとっての技術標準」と題して、「技術標準の概要（伊藤市太郎委員）」、「技術標準と特許権との関係－技術標準の実施に必要な特許権の取り扱い

－（加藤恒副委員長）」、「日本知的財産仲裁センターにおける特定技術標準における必須判定実務（小林純子委員）」の三部作でセミナーを実施した。この研修会では、200名以上の会員の参加を得た。

■ 2009年度

① 3月の平成21年度技術標準委員会会員研修会において、「弁理士にとっての技術標準」と題して、「技術標準の概要－技術標準の一般的な事項と最近の主な動向について－（伊藤市太郎副委員長）」、「技術標準と特許権との関係－技術標準の実施に必要な特許権の取り扱い－（加藤恒副委員長）」、「日本知的財産仲裁センターにおける特定技術標準における必須判定実務（小林純子副委員長）」の三部作でセミナーを実施した。この研修会では、74名の参加者を得た。この研修のテーマは前年度と同一であるが、内容については前年度と重複しないように更新している。以降の年度でも同一のテーマで研修を行っているが、同様に内容について更新している。

■ 2010年度

① 業務標準委員会からの委嘱により、「技術標準を説明する際の基礎マニュアル」として「技術標準の基礎知識」を作成した。これらは、全会員に頒布されている「弁理士業務標準」に掲載されている。

② 2月の平成22年度技術標準委員会会員研修会において、「弁理士にとっての技術標準」と題して、「技術標準の概要（伊藤市太郎委員）」、「技術標準と特許権との関係（加藤恒副委員長）」、「日本知的財産仲裁センターにおける特定技術標準における必須判定実務（小林純子副委員長）」の三部作でセミナーを実施した。この研修会では、72名の参加者を得た。

■ 2011年度

① 6月に、社団法人日本知財学会主催の第9回年次学術研究発表会の一般発表において、当委員会の田中聡委員が、「自動車業界における標準化」をテーマに発表を実施した。

② 2月の平成23年度技術標準委員会会員研修会において、「弁理士にとっての技術標準」と題して、「技術標準と特許権との関係（1）（伊藤市太郎委員）」、「技術標準と特許権との関係（2）－技術標準の実施に必要な特許権の取り扱いについて－（加藤恒副委員長）」、「日本知的財産仲裁センターにおける特定技術標準における必須判定実務（小林純子副委員長）」の三部作でセミナーを実施した。この研修会では、79名の参加者

を得た。

■ 2012年度

① 10月及び11月に、研修所が企画した研修会「国際標準と弁理士」に、当委員会の加藤恒副委員長を講師として派遣し、3回にわたり講演を行った。具体的な内容は、「国際技術標準の意義」、「国際技術標準の制定プロセスとルール」、「国際技術標準と特許権の関係」、「事例に見る標準化戦略」、「オープン・クローズド技術の使い分け」、「国際技術標準における弁理士の役割」であった。

② 社団法人日本知財学会主催の第10回年次学術研究発表会の一般発表（オーディナリー・プレゼンテーション）において、当委員会の飯村重樹委員が、「次世代ブラウザとテレビとの連携に関する標準化政策」と題して発表を実施した。

③ 2月の平成24年度技術標準委員会会員研修会において、「弁理士にとっての技術標準」と題して、「技術標準の一般的な事項と最近の主な動向（伊藤市太郎委員）」、「技術標準と特許権との関係（加藤恒副委員長）」、「日本知的財産仲裁センターにおける特定技術標準における必須判定実務（小林純子委員）」の三部作でセミナーを実施した。

■ 2013年度

① 5月の研修フェスティバルにおいて、「技術標準の動向」と題して、技術標準に関して会員の興味が高い「鉄道（野口裕弘前年度委員）」、「水（中村佳正副委員長）」、「次世代自動車を含むHEMS（筆者）」をテーマに、過去・現在における技術標準化に関する問題点、及び今後の国内外での標準化の動向について事例を含めて紹介した。

② 11月の社団法人日本知財学会主催の第11回年次学術研究発表会の一般発表において、昨年に引き続き、当委員会の飯村重樹副委員長が、「標準と特許権とを活用した知財戦略」と題して発表を実施する予定である。

（3） 技術標準に対する会員へのアンケート

2012年度の技術標準委員会では、弁理士である会員が技術標準についてどのような考え方を持っているかを調査するとともに、今後の委員会の活動方針に役立つためにアンケートを実施した。

本稿において当委員会の活動を報告する場が得られたので、この場を借りて次項においてアンケート結果

のうち一部について紹介したい。

5. 会員へのアンケートについての詳細

(1) 実施条件の詳細

① アンケートの実施期間

2012年11月5日～11月30日

② アンケートの方法

弁理士会のウェブサイトへの直接入力

③ アンケートの設問

設問1：回答者のバックグラウンドの聞き取り

設問2：技術標準に対する意識及び関わりの調査

設問3：技術標準委員会に対する要望等の調査

④ 回答者数

948名

以上のように、約1ヶ月程度のアンケートの実施期間において、900名を超える方に回答を寄せていただいた。これは、弁理士会で実施される他のアンケートと比較しても高い回答率であり、技術標準に対する会員の高い関心が窺えるものである。

(2) アンケート結果について

① 会員の属性

会員の属性について尋ねたところ、図1に示すように2/3が事務所所属の弁理士であった。弁理士会に所属する弁理士のうち約3/4が事務所所属であることを考慮すると、企業所属の弁理士は、日頃の業務で技術標準に関わる機会が多い、或いは技術標準に将来関わる可能性が高いことが予想されるためか、事務所所属の弁理士よりも技術標準に対して関心がやや高いことを示している。

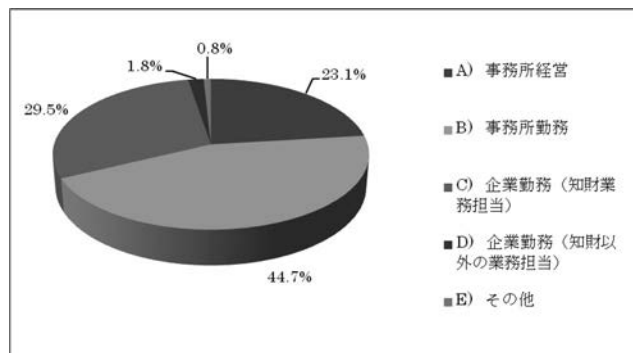


図1. 回答した会員の属性

② 技術標準への関わりについて

回答された方の全員を対象に、8つの技術分野について技術標準への関わりについて尋ねたところ、図2に示すような結果となった。この8つの技術分野は、

2010年に策定された知的財産戦略大綱に盛り込まれた「国際標準化特定戦略分野（先端医療、水処理、次世代自動車、鉄道、エネルギーマネジメント、コンテンツメディア、ロボットの計7分野）」に、既に標準化活動が活発に行われている「情報・通信」を加えたものである。

また、技術標準へ関わったことが「ある」と回答した会員に対し、8つの技術分野のうち「最も深く関わった分野」について尋ねたところ、図3に示すような結果となった。

これらの結果から、「情報・通信」分野においては、多数の会員が技術標準に関わっていたことが分かる。次いで、「次世代自動車」分野に関わっていた弁理士が多いことが分かる。また、「情報・通信」に「コンテンツメディア」を加えた一連のソフトウェア分野では、技術標準に関わる会員の割合が高いことが分かる。

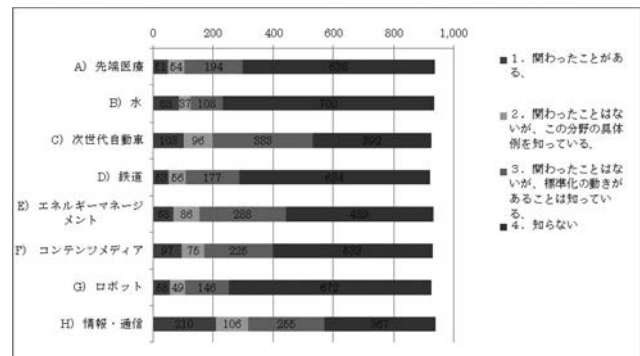


図2. 技術標準への関わり

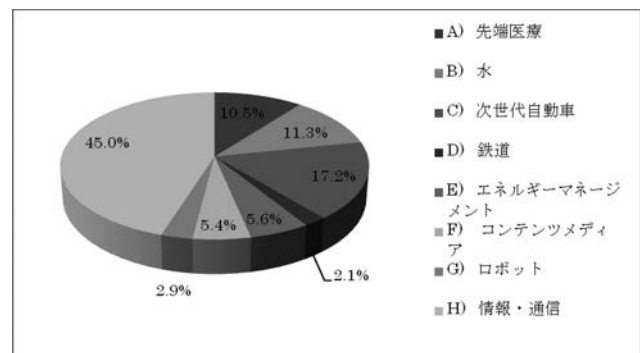


図3. 最も深く関わった分野

③ 技術標準への関わりの程度について

さらに、技術標準へ関わったことが「ある」と回答した会員に対し、関わりの程度について尋ねた。具体的には、「(A) 日常の業務（標準化団体に参画）」、「(B) 出願業務で」、「(C) ライセンス業務で」、「(D) 相談程度」、「(E) その他」に分類して尋ねたところ、図3に示すような結果となった。

回答者のうち事務所所属の会員が多いことから、出願業務で技術標準に携わった会員が最も多くなった

(66%)。これは、従来の弁理士業務に照らしても十分に予想される結果であった。一方、ライセンス業務で技術標準に関わった会員(12.7%)、及び日常の業務(標準化団体に参画)と回答した会員(7.4%)は、予想以上であり、これらの業務への展開が今後期待されると思われる。

④技術標準委員会主催の研修への興味について

回答された方の全員を対象に、技術標準委員会主催の研修への興味について尋ねたところ、図4に示すように興味があるとの回答が「65%」強となった。このことから、会員の技術標準に対する意識の高さが窺えた。

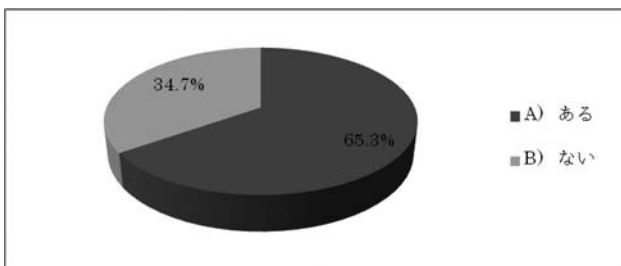


図4. 技術標準委員会主催の研修への興味

⑤興味のある研修のテーマについて

技術標準委員会主催の研修に興味がある」と回答した会員に対し、希望する研修のテーマを尋ねたところ、図5に示すような結果となった。この結果から、例えば「技術標準入門」のような入門的な研修テーマだけでなく、「技術標準と特許権」や「技術標準の具体的事例紹介」といった具体的、実用的な研修テーマを希望する会員が目立っていた。このことから、技術標準に対する会員の意識は、入門的・基礎的なものから、実践的なものへ一歩進んでいると思われる。

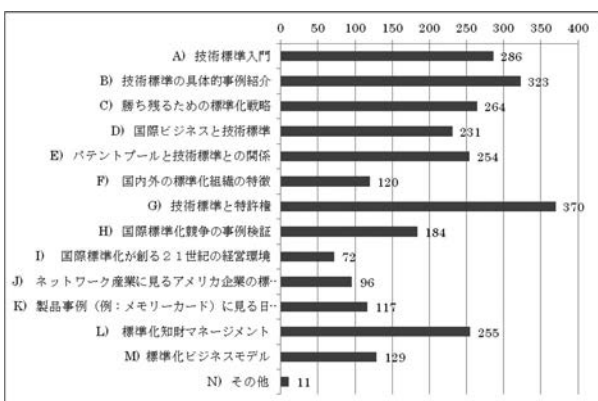


図5. 興味のある研修のテーマ

6. 他委員会との連携

当委員会は、技術標準に関する研究などを主目的とすることから、事務所に勤務する弁理士よりも企業に

勤務する弁理士との親和性が高いといえる。すなわち、技術の標準化を進めていく場面では、知的財産の権利取得を主たる業務とする事務所に勤務する弁理士よりも、取得された権利の活用を主たる業務とする企業に勤務する弁理士の方がその能力が求められると思われる。このような点から、当委員会は、昨年度から企業弁理士知財委員会との情報交換を進めている。企業弁理士知財委員会は、知的財産部を中心とする企業の知的財産部門に勤務する弁理士を中心に組織されている。

この企業弁理士知財委員会に所属する委員には、既に技術標準の策定などに関わった経験のある方もいる。そのため、守秘義務などの制限があるものの、企業弁理士知財委員会の委員から実際の活動を聞き取って研究することは、当委員会の活動にとって非常に有意義であると感じている。一方、企業弁理士知財委員会に所属する委員にとっては、企業における弁理士という資格の価値の向上が求められている。そのため、当委員会において収集され纏められた複数の事例などの情報を身に付けることは、企業弁理士知財委員会に所属する会員自身の企業の利益に寄与することとなるとの考え方があ

る。このように、当委員会と企業弁理士知財委員会とは、技術標準を接点として互いに協力して研究及び検討する機会が必要という認識に立ち、昨年度から情報交換を開始している。現在は、互いの定例の委員会において審議された事項を委員長又は副委員長レベルで情報交換している段階であるが、将来的には両委員会

で共同した研究などにも発展することが考えられる。また、本稿が掲載される際には既に終了しているが、当委員会では、10月の定例委員会において外部講師を招いた講演会を行う。この講演会には、当委員会の委員だけでなく、上記した企業弁理士知財委員会の委員、特許委員会の委員にも参加を呼びかけた。今後も、技術標準委員会において開催する各種の講演会や研修において、関係する他の委員会との共催及び協力を進めていきたいと考えている。

7. 今後の活動

これまで、事務所に勤務する弁理士は、技術標準の策定の場面に携わる頻度が少なかったかもしれない。そのため、事務所に勤務する弁理士は、知的財産の権利化の場面、つまり特許明細書の作成及び中間対応の

場面において、明細書や意見書の作成に標準化を意識したことがないかもしれない。ところが、近年では、通信分野やソフトウェア分野を中心に、特許出願の当初から標準化を意識した特許明細書の作成が求められる場面が増加しつつある。具体的には、パテントプールに含まれるか否かを判定する必須特許判定において、必須特許であるとの有利な判定を得るためには、特許請求の範囲に用いる用語について技術標準を意識した用語を選択して利用していくことが求められる。他にも、多くのパテントプールは、特許権の数を基礎としてライセンス料を分配していることから、多用される分割出願に対して戦略的に対応することが求められる。

また、標準化は、究極のオープン化戦略であるといえる。標準化にともなう技術のオープン化は、他社による特許発明の実施及び参入のハードルを下げることもなり、技術の開発のために費やした投資を回収するには十分でない可能性も生じてくる。一方で、現代のグローバル化した社会では、オープン化による迅速かつ円滑な技術の展開が求められているのも事実である。このような流れの中において、技術開発をともなう企業は、自社技術のうちどの部分をオープン化し、どの部分をクローズ化するのかという難題を突きつけられている。

事務所に勤務する弁理士も企業に勤務する弁理士も、今後、この難題について臨機応変に適切な回答ができるようになることが求められていくのではないだろうか。事務所に勤務する弁理士の場合、顧客からの指示にしたがって漫然と権利化業務を進めて行くだけでなく、顧客に先立って標準化の情報を収集し、権利化業務を通して顧客に標準化を見据えたアドバイスをしていくことも重要なスキルになると思われる。また、企業に勤務する弁理士は、自社における今後の知財戦略の中で標準化を見据えた戦略の策定及びこれに対する発信が重視されていくものと思われる。

このような場面において、我々技術標準委員会は、事務所に勤務する弁理士に対し標準化の基礎を含む教育が求められていると考えている。また、企業に勤務する弁理士に対しても、収集した情報の有益な形での還元が求められていると考えている。

さらに、近年、国際的な標準化活動の場面において、ロビー活動も含めた我が国の発言力の弱さが感じられる。これは、標準化活動において中心的な存在である

ヨーロッパでは、国際的な標準化を見据えた人材が育成されているのに対し、我が国はあくまでも企業の担当者が企業の代表として国際的な標準化の議論に参加しているためではないかと考えている。すなわち、ヨーロッパでは、国際的な標準化の活動を見据えて企業間を超えた国家レベル又はヨーロッパの地域レベルで技術標準の議論応えうるプロの人材が育成されているのに対し、我が国では、所属する企業における通常業務の一環として国際的な標準化の活動に参加しているアマチュアに過ぎないように思われる。経済的な成長が著しいアジア各国においても、国際的な標準化活動は、大げさにいえば国家の存亡を賭けて国家レベルで行われている。これらに対して、我が国の発言力の弱さ故に、我が国において高度かつ有用な技術を多数開発しても、標準化の波に乗り遅れ、ビジネスチャンスを逸しているように筆者には感じられてならない。

当委員会では、このような世界的な流れもあり、国際的な標準化活動に我が国を代表して参加できる人材を育成していく必要も感じている。特に知的財産が大きく関与する技術標準の策定においては、技術的なバックボーンを持ち、各国の知的財産の制度にも精通するだけでなく、企業から独立して我が国の国家的な利益のために活躍できる弁理士は、国際的な標準化活動において有効に機能するのではないかと夢を抱いている。

以上のようなことから、当委員会では、単なる情報の収集及び提供だけでなく、人材の育成についても進めて行きたいと考えている。

8. さいごに

以上、当委員会の活動について紹介してきた。当委員会が研究などの対象としている技術標準は、将来だけでなく現在の弁理士としての活動において、事務所に勤務する弁理士及び企業に勤務する弁理士の双方にとって決して避けては通れない分野であると思われる。まだまだ当委員会が支援できる場面は少ないが、これを機会に技術標準及び当委員会に興味を持って頂き、当委員会への参加、及び当委員会が主催する研修などへの参加の動機となれば幸いである。

以上の紹介は、当委員会において技術標準に触れてきた筆者の主観的な感想も含まれている。また、委員会の紹介とはいいいながら筆者自身の私見が多分に含まれており、活動の紹介なのか技術標準への熱い思いな

のか曖昧な点もあるように思う。また、事務所に勤務する弁理士である筆者の観点からの紹介であるため、事務所側の視点に偏りすぎている点もあるかもしれない。このような点は、当委員会へ参加して頂くことで、解消できるのではないかと期待している。

(参考文献等)

- (1) アルダージ株式会社 <http://www.uldage.com/>
- (2) CHAdeMO 協議会 <http://www.chademo.com/wp/japan/>
当委員会は、電気自動車の充電に関する技術的な標準規格として早期に「CHAdeMO」に着目し、意見交換を重ねてきた。現在、国際的な標準化の現場では、電気自動車の充電に関する技術的な標準規格として「CHAdeMO」だけでなく、ヨーロッパを中心とする団体から「COMBO」が提唱されている。
- (3) エコーネットコンソーシアム <http://www.echonet.gr.jp/>
エコーネットでは、国内の大手家電メーカーが主となり、

HEMS (Home Energy Management System) において家電機器間の通信に関する規格を中心に標準化を進めている。国際的な標準への採用に向けて競合する規格として、アメリカにおける「ZigBee」、ヨーロッパにおける「KNX」、中国における「Itophome」などが提唱されている。

- (4) 一般財団法人 日本自動車研究所 <http://www.jari.or.jp/>
JARI では、自動車に関する各種の研究を行っており、その中で ITS (Intelligent Transport System) などの研究及び国際的な標準化活動も行っている。
- (5) 公益財団法人 鉄道総合技術研究所 http://www.rtri.or.jp/index_J.html

日本で確立された高度で今後の発展が見込まれる技術として新幹線システムを代表する鉄道車両システム及び鉄道運行システムが挙げられる。我が国は、この分野では優れた安全技術と運行実績がありながら、国際的な標準化活動への理解不足から、海外へのシステムの輸出ではヨーロッパ勢に対して劣勢という現状がある。

(原稿受領 2013. 10. 7)

